

発生源に帰属されるべき負担分の特定化が困難であることを、企業が承知していて、その事情を自分に有利なように利用しているからである。また、発生源企業が単一であることが明瞭な場合でも、原因結果の究明が完全に立証できにくい場合には、新潟水俣病における昭和電工のように、あくまで外部不経済の内部化をのがれおせようとする。他方、もしも環境権のような権利の確立が住民の側に認められることとなれば、環境は第一義的に住民のものであって企業のものではないという建て前で外部不経済が処理されることとなるだろうから、企業によるその内部化はおのずから促進されるにちがいない。いずれにせよ、このように何が「外部」であるかは、体制的要因によってきまってくる側面が多いのである。”(56頁)

という一文は、私をも含めて外部不経済という言葉が安易に使い、あるいは外部不経済の定量化が完全に可能であるとして、それを含む社会的総費用を最小にすることによって資源の最適配分が達成されるなどと説く経済学者に対する痛烈な批判であるにちがいない。

なお、この一文は、本書における教授の視点をよく代表していると私には思われた。それにくらべると、本書の第2章に含まれる公害の定義に関する叙述は、やや退屈であった。(手に汗をにぎる面白さといっても誇張ではない本書を通じてただひとつの退屈な箇所)。第9章の公害をめぐる南北問題の部分まで読みすすんで、公害の定義が実践的に重要な意味をもつ場合のあることを納得させられはするけれども、定義はしばしばそれだけをめぐる不毛な議論をよぶことが多いように思われるからである。

問題は、教授の批判に応じてわれわれがどのような政治経済学を築いていくかである。私は私なりに、公害問題に関して経済学的な接近を試みたことがある。たとえば“市場の網からこぼれる性格をもつ社会的費用を具体的客観的に明細化する作業”にたずさわり“できうるかぎり定量化の工夫”(176頁)も試みてみた。また、“フローの社会化”(184頁)のための一手段として、企業の排出するゴミや下水の料金について社会的限界費用を課すことについて提案したり、“土地公有化”(187頁)ではないが、土地利用の歪みを正すための提案を出したりした。しかし、これらの部分的改良は、結局、気のいいアヒルが川の水を飲みほそうとするのと同じように本質的解決ではないのではないかという不安を私はぬぐうことができないのである。つまり公害問題を軸として、日本の資本主義社会はその体制の質をかえるのかどうか、た

とえば前に引用した“環境権のような権利の確立が住民の側に認められること”が、資本主義の延長線上に存在するのかどうか、私にはわからないのである。

経済学に限らず工学でも医学でも農学でも現実社会に対してなんらかの具体的提案をなそうとする技術の多くは、その提案を受入れてくれる(と期待している)社会にいわば量的な変化を起そうとするものであって、質的な変化つまり提案の受容者の存在そのものの否定を期待することには慣れていない。マルクス、レーニンの政治経済学はその例外というべきであろうが、彼らにしてそれが可能であったのは、社会という体制への提案ではなく、常に不変の価値をもつ人間に対して彼らが呼びかけたからであろう。公害の政治経済学も、最終的には、人間に対して直接よびかけるべき力をもたなければならないし、さらには公害を軸として社会を変革する力をもつ階級が、経済の法則として形成されざるをえないことを論証しなければならないのであろう。それが、教授がわれわれに期待しているところなのでもあろう。われわれの任務はきわめて重いということである。

最後に、公害対策行政に長くたずさわり、防除技術と行政実務の双方によく通じている私の知人が、「この本を読んで公害の輪郭がはじめてわかったような気がした」と語っていたことをつけ加えておきたい。

【華 山 謙】

佐伯尚美・小宮隆太郎編

『日本の土地問題』

東京大学出版会 1972. 7 381 ページ

I

本書の成立の経緯については、「はしがき」に明らかである。曰く、「本書は『日本の土地問題』をテーマに、1971年9月に軽井沢で開かれたコンファレンスの成果であり、そこで報告された14の論文と、それらの論文に対するコメントを収録している。このコンファレンスは、『日本の土地問題』について、経済史・マルクス経済学・近代経済学・社会学・都市工学等、さまざまな専門分野の研究者が、お互いにみずからの研究成果をもちより、専門と観点を異にするさまざまな立場から討議をかわすことによって、『日本の土地問題』についての学問的理解を深めることを目的として計画されたのである」と。そしてそのモチーフとしては、「これまでのわが国の社会科学研究者の間では、専門分野の異なる人びとの間

の『学際的』な協力がはなはだ不十分であった。…各種の研究グループが孤立し、その相互交流がほとんどないということが、日本の社会科学の発展にとって大きな障害となっているのではないか、専門分野、スクール、所属等を異にする研究者が、共通のテーマについて相互の研究成果を討論し、批判しあい、切磋琢磨しあう機会をもつべきではないか、こうした反省の上に企画されたのが、この『日本の土地問題』にかんするコンファレンスである」と。「内容的には、Ⅰ農地問題、Ⅱ地域開発と土地問題、Ⅲ地価問題と土地政策、Ⅳ歴史的背景と国際比較という4部から成り立っている。現代土地問題の全面をもれなく網羅しているわけではないにしても、その主要な側面はほぼつくしているはずである」(以上、すべてはしがき)とする。

Ⅱ

したがって、本書に対する読者の興味はまずこのような企画が、どのような意味で、どの程度まで成功しているかにかかれるであろう。

しかし、私見によれば、およそこのような企画が成功するためには少なくとも2つの条件が必要ではないかと思う。その1つは、その方法は異なるにしても、参加者が何等かの意味、何等かの程度において共通の問題意識をもっているということであり、その2はそれぞれが専門の分野でいわば壁につき当るところまで問題をつめているということである。逆にいえば、固有の方法で問題を徹底的につめて、しかもなおつめかねている、そこに自らの方法の限界を自覚し、他への協力を求めているという事態がなければならない。しかるに、一般に専門分野を異にするという場合には、その問題意識も違えば、その方法も異なるというのが普通である。また、自らの方法で問題をつめかねて、他分野との協力を自覚的に求めているという人も必ずしも多くはない。したがって、このようないわゆる interdisciplinary な研究の企画については、まずこのお膳立ての前提の点に大きな困難と制約とがあるとしなければならない。

私は本書を以上のような諸問題を念頭におきながら読んだが、その点で多くを教えられ、また、考えさせられた。それぞれの論文には1,2のコメントがついているが、概していえば、同じ専門分野の人によるコメントの方が問題の指摘、それへの取り組みという点で、より鋭く、生彩に富んでいるように感じられた。これは逆にいえば、真に interdisciplinary な討議を必要とし、かつそれを生かし得る場面にまで問題が煮詰められていない場合が少くないということであろう。したがって望蜀の希望を

いえば、専門分野を異にする人のコメントの場合には、報告者と極力問題意識を共通にする人をコメンテーターとして選ぶか、さもないとコメントの対象を徹底的に問題設定の点に集中して貰いたいことである。前者なら、前述した意味での interdisciplinary research としての成果が期待されようし、後者なら後者でまた、そのレベルでの成果が期待され得るであろうからである。

なお、ついでながら——といっても別にこの場合に限ったことではないが——コメントがコメントのし放しになり、報告者としての反論ないし再論が聞かれない形となっている場合が多いことである。結果として、読者の判断に委される形となっているが、それにしても討議の経過を示す意味でのコメントであるならば、少なくとも報告者としての再論位は併せて聞きたいものである。それによって読者としての理解も判断も一層深められたものとなり得るであろう。

Ⅲ

さて、個別には、「戦後の農地改革」を論じた佐伯論文、「工業立地政策：歴史、現状、評価」を論じた坂下論文、「地価対策の基本問題」を論じた小宮、村上論文などがとくに注目をひき、印象に残った。

佐伯論文は1952年の農地法制定を経て70年のその改正にいたる戦後の農地政策の推移を克明にたどり、この種の最近のものとしてはおそらくもっともまとまったものの1つであろうと思われる。そして問題の焦点には、自作地主義=自作農主義といった農地法の「首尾一貫性」が生産力的視点を加えることによって弾力化し、自由化するという事実がすえられる。しかも氏によれば、70年の農地法改正は、「当初の農地法がいだいていた土地所有視点と新たな生産力視点との接合であり両者の折衷である」(p. 28)、そこに農地政策が「より大きな混迷のなかに落ちこんでいく」(p. 28)過程があるとする。そこで改めて農地政策の基準が問われることとなるが、氏によれば、「農地政策は一面では生産の効率化を求めて次第に利用観点に傾かざるを得ないが、同時に他面では小土地所有の擁護による社会的安定の確保という所有視点からの要請もますます強くなる。そのいずれの政策も現代資本主義の存立にとって不可欠の条件である…。かくて、…現代の農地政策のジレンマは、実は現代資本主義の矛盾そのものなのだ…。」(p. 50)ということになる。

このいわば歴史主義的接近に対して、小宮、村上論文は、「地価対策の基本問題」に理論的、機能分析的に迫ろうとする。この場合、土地政策の基本課題として2つがあげられ、その1は土地資源の有効利用の達成という

ことであり、その2は地価上昇に伴う所得配分上の不公平の是正だとする。そして前者については、もっとも高い対価を支払い得るものかもっとも効率的に土地を利用し得るものであり、それに対して使用権を配分することが土地政策のあるべき基準だとする。したがってそこでは、「地価の上昇をいわば力づくで抑えようとするような政策…や、地価(および地代家賃)の統制とか、都市への人口流入や大都市における工場新設に対する直接的制限などは、…対策としては失格といわねばならない」(p. 183)とされる。また、国有化も官僚統制、中央計画経済の下では効率的利用が保証され難いという理由で排除される。

そして後者については、およそ2つの理由で、土地に発生するキャピタル・ゲイン(異時点間の土地資産価値の変化による利得)の100%(あるいはそれに近い率での)課税案が提唱される。1つにはそれが投機にもとづくものである場合には、その生産的使用の阻害作用抑止のために効果的だからという理由であり、2つにはそれが公共投資による地代水準上昇の結果である場合には、「全国民から徴収した税金を特定地域の地主に与えるという…通常の所得分配の公平の観念に逆行する」(p. 203)という事態を生むことから、その是正のために必要だという理由からのようである。「ようである」というのは、他の箇所ややニュアンスの異なるいい方もされているからである。すなわち、「このように所得配上に、土地のキャピタル・ゲインをすべて国に帰属せしめるのは、それが「不労所得」であるという理由によるものではなく、この形の個人所得が資源配分上の積極的な機能を果さず、土地の有効利用の阻害という点で逆に望ましくない影響を及ぼすという理由によるのである」(p. 209)と。これによると、「所得配分上の変化の公平」という原則は否定されているかにも見えるが、全体としての文脈からすると、そうではないのではないかと思います。しかし、この点はおく。そしてキャピタル・ゲインの課税については、未実現のそれにも課税すべしとする点に際立った特色をもっており、これがコメントの一焦点にもなっている。

全体として、この論文は問題を理論的に、一義的につめていくという点で極めて積極的であり、明快である。それだけに従来の各種提案や考え方に対する批判もきびしいか、いわば混乱にみちた土地問題論、土地政策を基本的に考え直させる素材を提示している点でその寄与は大きい。したがって欲をいえば、これを中心とした一層広汎な討議の展開があつてほしかったし、また、それを今後に期待したいと思う。

筆者として、今これに積極的コメントを加えるだけの余裕はないがただ感想として、未実現のキャピタル・ゲイン100%課税というのはいかにも実態的に考えにくい。といって実現されたそれに対する課税だけでは土地所有の凍結効果を生むこと必至なので、むしろ未実現のインカム・ゲインを含めてインカム・ゲインの100%(あるいはそれに近い率での)課税ということを考えたかどうかということである。もっともこれによっては土地投機は防ぎ得ないとの反論もあり得るであろうが、それは未実現のインカム・ゲインをどのように評価するかということにもよるであろうし、さらに、土地投機の弊害についてはそれがいわゆる大資本などによって競争排除的な形においてなされる点に問題をもっと見得ないかどうかということである。そしてそうとすれば、対策は別の角度からも立ち得るのではないということなどである。

【川 野 重 任】

隅谷三喜男編著

『日本職業訓練発展史』(上下)

日本労働協会 1970-72 2冊

日本産業訓練協会編

『産業訓練百年史』

同協会 1971.6 622 ページ

経済の担い手が人だということは忘れられやすい。その「人」が経済人として抽象化される場合も、キャプテン・オブ・インダストリーとして一面的な偶像にされる場合も、世の大部分を占める職人・労務者・事務員・商工業者・店員などは、経済現象では主体的な意欲をもつ行動人というよりも、偶然そこにおいて経済に参加した者、という役割りしか与えられていない。経済成長における人の役割りを重視する筈の、教育投資の経済論では、制度としての学校教育への投資のみを工業生産と結びつけるような短絡を行いがちだ。なぜ投資が国によって効率差を生むのか、といった問題意識がないと対象としての「人」の問題が見落されやすい。

経済史で企業者・指導層に注視する場合も同様であろう。渋沢・岩崎・古河といった巨人の業績も、その意図を日常の技術を通して現実化していった無名の庶民があつて発揮されたものである。明治初期の官営工場におい